

○国立大学法人筑波大学宿舎管理規程

〔平成16年5月27日
法人規程第12号〕

改正 平成17年法人規程第44号
平成21年法人規程第9号
平成22年法人規程第42号
平成23年法人規程第7号
平成30年法人規程第50号
令和3年法人規程第19号

国立大学法人筑波大学宿舎管理規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学財産管理規則（平成30年法人規則第29号。以下「財産規則」という。）第10条第6項に基づき、並びに宿舎の管理及びその手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 貸付

(貸付の対象)

第2条 宿舎を貸し付けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 役員
 - (2) 職員
 - (3) 法人が設置する筑波大学の学生
 - (4) 国立大学法人筑波大学共同研究取扱規程（平成16年法人規程第45号）第9条の規定により受け入れた者（第5条第1項第3号において「企業等共同研究員」という。）
 - (5) 国立大学法人筑波大学研究員受入規則（平成17年法人規則第53号）第2条に該当する者（第5条第1項第3号において「研究員」という。）
 - (6) その他宿舎を貸し付けることが適当と認められる者であって、財務担当副学長が宿舎を貸し付けることを必要と認める者
- 2 法人は、法人の成立の際、現に国及び国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）の適用を受ける独立行政法人（以下「国等」という。）又は国立大学法人法第2条第1項及び第3項に規定する国立大学法人及び大学共同利用機関法人等（以下「各国立大学法人等」という。）の職員の住居の用に供されている宿舎のうち、法人に出資を受けた宿舎を国等又は各国立大学法人等の用に供するため、無償で貸し付けることができる。
- 3 法人は、法人の宿舎の借受人が国等又は各国立大学法人等に採用のため退職した場合であつ

て、当該宿舎を引き続き国等又は各国立大学法人等の用に供する場合には、無償で貸し付けることができる。

(貸付基準)

第3条 財産規則第11条第2項の貸付料を徴収する居住用建物の貸付基準は、別表に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、財務担当副学長がやむを得ないと認める場合には、貸付基準によらないで貸し付けることができるものとする。

(貸付料)

第4条 居住用建物及び自動車の保管場所の貸付料は、月額によるものとする。

2 月の途中で居住用建物若しくは自動車の保管場所の貸付を受けた場合、又は居住用建物若しくは自動車の保管場所を明け渡した場合におけるその月分の貸付料は、暦日数による日割りにより計算した額とする。

3 前項の規定により計算した金額に、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数金額を切捨てして算出した金額とする。

4 宿舎の貸付料は国家公務員宿舎法（昭和24年法律117号）で規定された使用料の算定基準により算定した額とする。ただし、国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則（平成17年法人規則第13号）第11条第1項第5号に規定する医療職員（二）俸給表の適用を受ける職員で夜間勤務を要する者に当該職員用として設置した宿舎を貸し付ける場合は、無償とすることができる。

5 前項の規定にかかわらず、宿舎の整備及び維持管理に係る経費を自己収入等で当てる場合の貸付料は、別に定める。

(貸付料の納付の時期)

第5条 宿舎の貸付料の納付時期は、次に掲げる時期とする。

(1) 役員及び職員 報酬又は給与の支給日（報酬又は給与から控除することができない場合の納付時期は、毎月その末日までとする。）

(2) 学生 入居の月は入居許可日までとし、翌月以降については前月末日まで

(3) 企業等共同研究員及び研究員 入居の月は入居許可日までとし、翌月以降については前月末日まで

2 借受人が第16条第1項1号、第2号及び第3号に該当することとなった場合には、その者又は同条第1項の適用を受ける同居者（以下「同居者」という。）は、その該当することとなった日から明渡期日までの期間の居住用建物及び自動車の保管場所の貸付料を、毎月その末日までに納付しなければならない。

3 前項の規定により同居者が納付すべき居住用建物及び自動車の保管場所の貸付料に係る債務については、同居者の全員が連帯してその責に任ずるものとする。

(貸付の手続)

第6条 居住用建物又は自動車の保管場所の貸付を希望する者は、次に定める申請書を財務担当副学長に提出しなければならない。

(1) 居住用建物の貸付を希望する場合には居住用建物貸付申請書

(2) 自動車の保管場所の貸付を希望する場合には自動車の保管場所貸付申請書

2 財務担当副学長は、居住用建物又は自動車の保管場所を貸し付ける場合には前項各号の区分に応じ、居住用建物貸付承認書又は自動車の保管場所貸付承認書を交付するものとする。

3 前項の居住用建物貸付承認書又は自動車の保管場所貸付承認書を交付する場合には、第10条に定めるもののほか、法人細則で定める貸付の条件を付すものとする。

4 第1項第1号の居住用建物貸付申請書、第1項第2号の自動車の保管場所貸付申請書、第2項の居住用建物貸付承認書及び自動車の保管場所貸付承認書の様式は、法人細則で定める。

(居住用建物及び自動車の保管場所を貸し付ける者の選定)

第7条 財務担当副学長は、居住用建物及び自動車の保管場所を貸し付ける者の選定に当たっては、法人の業務の円滑な運営の必要に基づき、その最も必要と認められる者から公平に行わなければならない。

(貸付期間)

第8条 第6条第2項の居住用建物貸付承認書に記載された入居日又は自動車の保管場所貸付承認書に記載された専用開始日から第16条第1項各号の規定に該当することとなった日までとする。

(入居期限)

第9条 借受人は、居住用建物貸付承認書に記載された入居日から10日以内に当該居住用建物に入居しなければならない。

2 借受人は、やむを得ない理由により前項の入居期限までに居住用建物に入居できない場合には、居住用建物入居期限延期申請書を財務担当副学長に提出するものとする。

3 財務担当副学長が入居期限の延期を認める場合には、居住用建物入居期限延期承認書を借受人に交付するものとする。

4 財務担当副学長は、借受人が正当な理由がなく第1項又は第3項に規定する入居期限までに居住用建物に入居しない場合には、居住用建物の貸付の承認を取り消すことができる。

5 第2項の居住用建物入居期限延期申請書及び第3項の居住用建物入居期限延期承認書の様式は、法人細則で定める。

第3章 借受人等の義務

(使用上の義務)

第10条 借受人又は同居者（以下「借受人等」という。）は、善良な管理者の注意をもって居住用建物及び自動車の保管場所を使用しなければならない。

2 借受人等は、居住用建物及び自動車の保管場所の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若

しくは居住及び自動車の保管の用以外の用に供し、又は財務担当副学長の承認を受けないで模様替、改造その他工事（以下「模様替等」という。）を行ってはならない。

- 3 借受人等は、その責に帰すべき事由により居住用建物及び自動車の保管場所を滅失、き損又は汚損したときは、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、き損又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には、この限りでない。
- 4 借受人等は、第1項又は第2項の規定に違反したことに基因する債務及び前項の規定による原状回復又は損害賠償に係る債務についてその責に任じるものとする。

（同居の申請）

- 第11条 借受人は、居住用建物に主として借受人の収入により生計を維持する者以外の者を臨時に同居させようとする場合には、居住用建物同居申請書を財務担当副学長に提出しなければならない。
- 2 財務担当副学長は、前項の同居を認める場合には、居住用建物同居承認書を交付するものとする。
- 3 第1項の居住用建物同居申請書及び第2項の居住用建物同居承認書の様式は、法人細則で定める。

（模様替等の申請）

- 第12条 借受人は、自己の負担において居住用建物の模様替等を行う場合には、事前に居住用建物模様替等申請書を財務担当副学長に提出するものとする。
- 2 財務担当副学長は、模様替等が居住用建物の維持及び運営に支障を及ぼさないと認める場合には、承認することができるものとする。
- 3 財務担当副学長は、模様替等を承認する場合には、居住用建物模様替等承認書を交付するものとする。
- 4 借受人は、前項の承認を受けて模様替等を行った居住用建物を明け渡す場合には、自己の負担において、居住用建物を原状に回復しなければならない。
- 5 第1項の居住用建物模様替等申請書及び第2項の居住用建物模様替等承認書の様式は、法人細則で定める。

（長期の不在）

- 第13条 借受人は、海外出張その他の事由により、1月以上居住用建物を不在とする場合には、あらかじめ不在中の居住用建物の管理について、不在居住用建物管理計画書を財務担当副学長に提出するものとする。
- 2 前項の不在居住用建物管理計画書の様式は、法人細則で定める。

（借受人等の義務違反に対する措置）

- 第14条 財務担当副学長は、借受人等が次のいずれかに該当する場合には、期限を付して、義務違反に対する措置を行うものとする。

- (1) 第5条第1項及び第2項並びに第3項の規定に基づく納付期限までに貸付料の全部又は一部について履行しない場合には、速やかにその履行を要求するものとする。
- (2) 第10条から前条に規定する義務を履行しないため居住用建物及び自動車の保管場所の管理に重大な支障を及ぼす恐れがあると認める場合には、速やかにその履行を要求するものとする。

(借受人等の費用負担)

第15条 借受人等は、居住用建物及び自動車の保管場所の貸付料のほか、次に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 宿舍の共同利用部分にかかる共益費
 - (2) 天災、経年による消耗その他入居者の責に帰すことのできない事由により居住用建物がき損又は汚損した場合において、そのき損又は汚損が軽微である場合に要する費用
- 2 前項第2号のき損又は汚損が軽微である場合の範囲は、法人細則で定める。

第4章 明渡し等

(明渡期日)

第16条 居住用建物及び自動車の保管場所の借受人が、次のいずれかに該当することとなった場合には、その者（借受人が第2号の規定に該当することとなった場合には、その該当することとなった時において同居していた者）は、その該当することとなった日から20日以内に当該居住用建物及び自動車の保管場所を明け渡さなければならない。ただし、相当の事由がある場合には、財務担当副学長の承認を受けてその該当することとなった日から、居住用建物及び自動車の保管場所にあつては6月、財産規則第11条第2項ただし書きに該当する場合にあつては2月の範囲内において、財務担当副学長等が指定する期間、引き続き当該居住用建物及び自動車の保管場所の貸付を受けることができるものとする。

- (1) 解任、退職、任期満了、契約満了又は卒業等により法人における身分がなくなった場合
 - (2) 死亡した場合
 - (3) 財産規則第11条第1項第2号の者が異動の事由により居住する資格を失い又は入居の必要がなくなった場合
 - (4) 当該居住用建物及び自動車の保管場所について、法人の業務の必要に基づき先順位者が生じたためその明渡しを請求された場合
 - (5) 法人において当該居住用建物及び自動車の保管場所の廃止、建替え又は模様替等をする必要が生じたためその明渡しを請求された場合
- 2 借受人等は、財務担当副学長が第14条の規定に基づき期限を付して義務の履行を要求した場合において、その期限までにその要求に従わなかった場合には、直ちに当該居住用建物及び自動車の保管場所を明け渡さなければならない。
- 3 財務担当副学長が第1項第5号の規定により借受人に対し明渡しを請求する場合には、明渡請求に先立ち事前に借受人に対して文書でもって一定の期間内に退去するよう要請するものとする。

(明渡しの手続き)

- 第17条 借受人等は、居住用建物を明け渡し又は自動車の保管場所の使用を廃止しようとする場合には、居住用建物明渡・自動車の保管場所使用廃止届を明渡し又は使用を廃止しようとする日の5日前までに、第23条に規定する管理人に提出しなければならない。
- 2 借受人等は、居住用建物を明け渡し又は自動車の保管場所の使用を廃止する場合には、管理人による点検を受けなければならない。点検の結果、管理人が修繕の指示をしたものについては、借受人等の負担において修繕を行うものとする。
- 3 第1項の居住用建物明渡・自動車の保管場所使用廃止届の様式は、法人細則で定める。

(明渡猶予の申請及び承認)

- 第18条 第16条第1項本文の規定により居住用建物及び自動車の保管場所を明け渡さなければならない者が、同項ただし書の規定により引き続き当該居住用建物及び自動車の保管場所を使用しようとする場合には、居住用建物及び自動車の保管場所明渡猶予申請書を財務担当副学長に提出しなければならない。
- 2 財務担当副学長は、前項の申請を承認する場合には、居住用建物及び自動車の保管場所明渡猶予承認書を交付するものとする。
- 3 第1項の居住用建物及び自動車の保管場所明渡猶予申請書及び第2項の居住用建物及び自動車の保管場所明渡猶予承認書の様式は、法人細則で定める。

(明渡しのための措置)

- 第19条 財務担当副学長は、第16条第1項又は第2項の規定により居住用建物及び自動車の保管場所を明け渡さなければならない者が、これらの規定により明け渡しをすべき日までに当該居住用建物及び自動車の保管場所を明け渡さない場合には、速やかに居住用建物及び自動車の保管場所の明渡しを求める訴えの提起その他適宜の措置をとらなければならない。

(損害賠償金の請求)

- 第20条 財務担当副学長は、借受人等が第16条第1項又は第2項の規定により居住用建物及び自動車の保管場所を明け渡さなければならない者が、これらの規定により当該居住用建物及び自動車の保管場所を明け渡さない場合には、明渡期日の翌日から明け渡した日までの期間に応ずる損害賠償金を借受人等に請求するものとする。

(損害賠償金の算定)

- 第21条 前条に規定する損害賠償金の額は、明渡期日の翌日から明け渡した日までの期間に応ずる当該居住用建物及び自動車の保管場所の貸付料額（当該居住用建物が財産規則第11条第2項ただし書きに該当する場合には、居住用建物であるものとみなして算定した貸付料に相当する額）の3倍とする。
- 2 財産規則第11条第1項第2号の者が異動により、当該居住用建物及び自動車の保管場所を明け渡さなければならなくなった場合であって、主としてその者の収入により生計を維持する

者を引き続き当該居住用建物に居住させておくことが止むを得ないものとして法人細則で定める場合には、前条に規定する損害賠償金の額は、前項の貸付料額の1.1倍に相当する金額とする。

3 損害賠償金の延滞金の算定方法は、次によるものとする。

(1) 損害元本金額に係る既経過期間末日までの延滞金額（法人側において計算）

損害金額×（損害金額に係る不法行為継続期間の日数－1）1/2×延滞金の割合

(2) 損害元本金額に係る既経過期間末日後納付の日までの延滞金額（借受人等において計算）

損害金額×損害金額に係る既経過期間末日の翌日から納付の日までの日数×延滞金の割合

(3) 前項に規定する損害賠償金に係る延滞金については、付さないものとする。

（損害賠償金の軽減手続き）

第22条 前条第2項の規定により居住用建物及び自動車の保管場所の損害賠償金の軽減を受けようとする者は、居住用建物及び自動車の保管場所損害賠償金軽減申請書を明渡期日の1月前までに財務担当副学長に提出するものとする。

2 財務担当副学長は、居住用建物及び自動車の保管場所の損害賠償金を軽減する場合には、居住用建物及び自動車の保管場所損害賠償金軽減承認書を交付するものとする。

3 前条第2項の居住用建物及び自動車の保管場所損害賠償金を軽減する期間は、第17条第1項に規定する居住用建物及び自動車の保管場所を明け渡さなければならなくなった日から3年を超えないものとする。

4 第1項の居住用建物及び自動車の保管場所損害賠償金軽減申請書及び第3項の居住用建物及び自動車の保管場所損害賠償金軽減承認書の様式は、法人細則で定める。

（宿舎管理人）

第23条 財務担当副学長は、宿舎の管理上必要があると認める場合には、管理人を選任して業務を行わせることができる。

2 財務担当副学長は、前項の管理人を委託又は借受人のうちから選任することができる。

3 管理人は、この法人規程及び財務担当副学長の指示に従い、宿舎の管理に関する業務の一部を行うものとする。

4 管理人の業務に関し必要な事項は、法人細則で定める。

第5章 雑則

（宿舎の調査）

第24条 財務担当副学長は、宿舎の管理上必要と認める場合には、宿舎の状況を調査するものとする。

2 借受人は、正当な事由がなく前項の調査を拒んではならない。

3 財務担当副学長が第1項の宿舎のうち居住用建物及び自動車の保管場所の状況を調査する場合には、借受人等を立ち合わせるものとする。

(法人細則への委任)

第25条 この法人規程に定めるもののほか、宿舍の管理及びその手続きに関し必要な事項は、法人細則で定める。

附 則

- 1 この法人規程は、平成16年5月27日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この法人の成立の際、現に国家公務員宿舎法により承認を受けていた借受人については、当該法人がその借受を承認したものとみなす。

附 則 (平17.4.28法人規程44号)

この法人規程は、平成17年4月28日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学宿舎管理規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平21.2.26法人規程9号)

この法人規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22.7.20法人規程42号)

この法人規程は、平成22年7月20日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学宿舎管理規程の規定は平成21年10月1日から適用する。

附 則 (平23.1.27法人規程7号)

この法人規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平30.3.22法人規程50号)

この法人規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令3.3.18法人規程19号)

この法人規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

1 貸付基準

区 分	貸付の対象範囲	貸付居住用建物の規格
	<p>国立大学法人筑波大学本部等職員の給与に関する規則(平成17年法人規則第8号。以下「本部等職員の給与に関する規則」という。)第11条、国立大学法人筑波大学附属病院職員の給与に関する規則(平成17年法人規則第13号。以下「附属病院職員の給与に関する規則」という。)第11条及び国立大学法人筑波大学附属学校職員の給与に関する規則(平成17年法人規則第18号。以下「附属学校職員の給与に関する規則」という。)第11条の規定に基づく各俸給表の適用を受ける者のうち以下に掲げる者</p> <p>一般職員(一)8級以上の者 教育職員(一)3級8号俸以上の者 教育職員(二)2級14号俸以上の者 教育職員(三)3級5号俸以上の者 医療職員(一)6級以上の者 医療職員(二)6級以上の者 指定職員俸給表の者</p> <p>国立大学法人筑波大学外国人教師の任用等に関する取扱いについて(平成16年4月1日学長裁定)の第2項に該当する者 国立大学法人筑波大学外国人研究員の任用等に関する取扱いについて(平成16年4月1日学長裁定)の第2項に該当する者</p> <p>本部等職員の給与に関する規則第11条、附属病院職員の給与に関する規則第11条及び附属学校職員の給与に関する規則第11条の規定に基づく各俸給表の適用を受ける者のうち上記以外の者 国立大学法人筑波大学本部等非常勤職員就業規則(平成17年法人規則第10号)第1条第1項、国立大学法人筑波大学附属病院非常勤職員就業規則(平成17年法人規則第15号)第1条第1項及び国立大学法人筑波大学附属学校非常勤職員就業規則(平成17年法人規則第20号)第1条第1項に該当する者</p>	<p>世帯用 e1、e2、e3、d、c、b 単身用 b 独身用 b、a</p> <p>世帯用 d、c、b 単身用 b 独身用 b、a</p>
<p>財産規則第11条第1項第3号に該当する者</p>		<p>単身用 b 独身用 b、a</p>
<p>財産規則第11条第1項第4号に該当する者</p>		<p>世帯用 d、c、b 単身用 b 独身用 b、a</p>
<p>財産規則第11条第1項第5号に該当する者</p>		<p>世帯用 e1、e2、e3、d、c、b 単身用 b 独身用 b、a</p>

2 貸付居住用建物の規格面積

規 格	延 べ 面 積
世帯用 e1	117m ² 以上
世帯用 e2	93m ² 以上 117m ² 未満
世帯用 e3	80m ² 以上 93m ² 未満
世帯用 d	70m ² 以上 80m ² 未満
世帯用 c	55m ² 以上 70m ² 未満
世帯用 b	25m ² 以上 55m ² 未満
単身用 b	37m ² 以上 43m ² 未満
独身用 b	25m ² 以上 27m ² 未満
独身用 a	25m ² 未満